

業務実績等報告書様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第 11 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで及び第 9 号並びに附則第 12 条第 1 項第 6 号等
当該項目の重要度、難易度（困難度）	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
コーディネート及び事業の実施地区数 (計画値)	330 地区	—	237 地区	262 地区	260 地区	252 地区	—	予算額（百万円）	122,463	133,795	99,907	69,348	—
コーディネート及び事業の実施地区数 (実績値)	—	—	259 地区	273 地区	267 地区	264 地区	—	決算額（百万円）	112,424	101,046	70,383	76,643	—
達成率	—	—	109%	104%	103%	105%	—	経常費用（百万円）	171,372	122,341	98,801	61,582	—
都市再生事業等に係る民間建設投資誘発効果 (計画値)	1.8 兆円	—	1.4 兆円	1.6 兆円	1.3 兆円	1.4 兆円	—	経常利益（百万円）	7,835	47,270	6,284	7,154	—
都市再生事業等に係る建設投資誘発効果 (実績値)	—	—	1.6 兆円	1.6 兆円	1.3 兆円	1.6 兆円	—	行政コスト（百万円）	171,496	122,638	98,939	61,779	—
達成率	—	—	114%	100%	100%	114%	—	従事人員数（人）	752	773	782	785	—
都市再生事業等に係る経済波及効果 (計画値)	3.6 兆円	—	2.8 兆円	3.1 兆円	2.6 兆円	2.8 兆円	—						
都市再生事業等に係る経済波及効果 (実績値)	—	—	3.1 兆円	3.1 兆円	2.6 兆円	3.2 兆円	—						
達成率	—	—	111%	100%	100%	114%	—						

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
<p><b>Ⅲ 国民に対して提供するサービス</b>  <b>その他の業務の質の向上に関する事項</b>  <b>1. 政策的意義の高い都市再生等の推進</b>  <b>(1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進</b></p> <p>人口減少・少子高齢化、グローバルな都市間競争の激化、東京一極集中、都市のスポンジ化の進展、施設・インフラの老朽化、ICT等技術革新の進展、空き家・空き地の増加等の経済社会情勢が変化しており、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保することが必要である。</p> <p>都市再生に当たっては、民間の資金やノウハウを最大限引き出し、それを都市に振り向け、新たな需要を喚起することが求められている一方で、多数の関係者間の意見調整等が難しいことや、権利関係が複雑で調整が難しいこと等の課題があり、地方公共団体や民間事業者のみでは都市再生を進めることに困難な状況が見られる。</p> <p>このため、機構は、こうした状況を踏まえ、都市再生を的確に推進するため、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かしたコーディネートを実施するとともに、民間事業者、地方公共団体等とのパートナーシップの下、民間事業者との共同出資による開発型SPCの組成等多様な民間連携手法を活用し、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投</p>	<p><b>I 国民に対して提供するサービス</b>  <b>その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b>  <b>1 政策的意義の高い都市再生等の推進</b>  <b>(1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進</b></p> <p>都市再生の推進に当たっては、都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生、防災性向上による安全・安心なまちづくりが必要である。その際多数の関係者間の意見調整や利害調整の困難性、公共施設整備と民間の都市開発事業とのスケジュールのミスマッチ、初動期の資金確保の困難性、用地先行取得等に関する民間事業者の負担能力を超えたりリスク、多様なニーズに対応するまちづくりに係る地方公共団体のノウハウ・人材等が十分でないこと等が都市再生を推進する上での隘路となっている。</p> <p>このため、地域の政策課題を踏まえた広域的な視点や公的機関としての中長期的な視点を持って、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かし、基本構想の立案から事業計画の策定、関係者間の段階的な合意形成等のコーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図る。</p> <p>なお、事業等の実施に当たっては、環境負荷の低減や自然との共生、近未来技術の社会実装について十分配慮するとともに、地区の実情に応じ</p>	<p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コーディネート及び事業の実施地区数 330 地区</li> <li>・ 将来にわたる民間建築投資誘発効果、経済波及効果 民間建築投資誘発効果 1兆8,000億円規模 経済波及効果 3兆6,000億円規模</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方都市等における支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む）</li> <li>・ 防災性向上による安全・安心なまちづくりにおける支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む）</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構の公共性、中立性、ノウハウを生かした、コーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図ったか。</li> <li>・ 都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、コーディネート及び都市再生事業を実施したか。</li> <li>・ 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コーディネート及び事業の実施地区数 (令和4年度末時点) 264 地区 (令和5年度末時点見込) 330 地区</li> <li>・ 将来にわたる民間建築投資誘発効果、経済波及効果 【民間建築投資誘発効果】 (令和4年度末時点) 1兆6,000億円規模 (令和5年度末時点見込) 2兆円規模 【経済波及効果】 (令和4年度末時点) 3兆2,000億円規模 (令和5年度末時点見込) 3兆9,000億円規模</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方都市等における支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） (令和4年度末時点) 128 地方公共団体 (令和5年度末時点見込) 129 地方公共団体</li> <li>・ 防災性向上による安全・安心なまちづくりにおける支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） (令和4年度末時点) 48 地方公共団体 (令和5年度末時点見込) 50 地方公共団体</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt; I-1-(1)</p> <p>評定：B</p> <p>&lt;評価の概要&gt;</p> <p>第4期中期目標期間においては、我が国の都市政策上の重要課題へ対応するため、公的機関ならではの機構の公平中立性、専門性、事業経験に基づくノウハウや人材面での強みを最大限発揮し、第4期中期目標における重要度及び難易度（困難度）「高」の当該目標について、計画値と同水準の330地区でコーディネート及び事業を実施する見込みである。また、各地区の着実な事業等の推進により、計画値を上回る民間建築投資誘発効果2兆円規模、経済波及効果3兆9,000億円規模の実績をあげる見込みである。</p> <p>また、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、国や地方公共団体等と緊密に連携することで関係構築を進め、全国の地方公共団体に対応できるように体制等を整備・強化等し、各地方公共団体の進めるまちづくりに丁寧かつ的確に対応した。</p> <p>都市災害対策として防災性向上や減災対策等を図るため、密集市街地では地方公共団体等との適切な連携・役割分担のもと、整備改善・不燃化促進するとともに、南海トラフ地震等による津波被害を想定した事前防災まちづくりの推進についても支援した。</p> <p>政策的意義の高い都市再生等の推進にあたっては、大都市における競争力を強化する交通インフラの</p>	<p>評定</p>	<p>評定</p>	

<p>資を誘発し、都市再生の先導的な役割を果たすこと。</p>	<p>た多様な事業等手法を活用する。また、地域の多様な主体が参画・連携するまちづくりの仕組み・組織である地域プラットフォームの形成や共同出資による開発型SPCの活用等により民間事業者等との連携を図る。さらに、大規模開発や高度利用によらない個性や限界性を活かした長期的なエリア再生、公的不動産の活用や公共公益施設再編によるまちづくり、エリアマネジメント等による持続可能なまちづくりを推進する。</p> <p>併せて、持続的に政策的意義の高い都市再生を推進するに当たり、機構が負担する土地の長期保有等の事業リスクに見合った適正な収益を確保し、収益の安定化を図る。</p>	<p>観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進したか。</p> <p>・都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、都市の防災性の向上や減災対策を推進したか。</p>		<p>整備や地方都市等における地域の特性・資源を活かしたまちづくり、安全・安心なまちづくりに当たっての都市災害に対する脆弱性の克服等、複雑で多岐にわたる都市政策上の課題がある。その中で機構は、それぞれの地区の課題や背景に応じて、様々な立ち位置・役割でまちづくりを実施・支援しており、機構が関わることで、地方公共団体や民間事業者だけでは成し得なかった大規模な整備や新たな価値の創出、投資の誘発、中長期的な視点を持ったまちづくりを実現している。</p> <p>&lt;具体的な事例・評価&gt;</p> <p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p>	
<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>グローバルな都市間競争が激化するなか、資金、人材、技術等が集積し、我が国の経済活動等の中核としての役割を果たす大都市等においては、我が国経済を牽引することが期待される産業を育成し、また、グローバルな業務を展開する企業の拠点等の立地を促進するため、都市の国際競争力の強化及び都市の魅力高める都市再生を進める必要がある。</p> <p>このため、機構は、大都市等において、都市の国際競争力の強化に必要な経済基盤の確立等に必要不可欠な国家的プロジェクトや都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、これらの実現に向けたコーディネート及び都市再生事業を実施すること。</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>国際的な都市間競争の激化に対応し、都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、国際都市に向けた環境整備、競争力を強化する交通インフラの整備や老朽化したインフラの対策など、今後の我が国の経済基盤等の確立に必要な国家的プロジェクトや、土地利用の高度化、都市機能の多様化、交通結節機能の強化、公共空間の創出、都市景観の改善、良質な住宅供給の促進及び緑化の推進等による質の高い生活環境の確保など、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、これらの実現に向けた基本構想の立案から事業計画策定、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施する。</p> <p>また、都市再生事業の実施に当たっては、市街地再開発事業、土地区画</p>		<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>民間事業者等多様な主体との連携の下、各種制度を活用した事業を実施した。また、国家的プロジェクトや拠点駅周辺等において、長期的な視点を持って、コーディネート及び事業を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p> <p>「うめきたエリア（大阪府大阪市）」においては、国家的プロジェクトとして、産学官連携の下、1期開発事業から多面的・連続的・継続的にエリアに関与し、事業・コーディネートを実施している。第4期中期目標期間には、事業者への土地引渡しを着実に実施することで民間事業者による建築工事の着工や新駅の開業に至ったほか、都心部に大規模なみどり空間を創出する防災公</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>「特定都市再生緊急整備地域」全15地域のうち13地域でコーディネート及び事業を実施するなど、国家的プロジェクトに積極的に関与した。具体的には、未開のマーケット開拓による地域の新たな魅力創出や公平中立性を活かした、輻輳する事業、属性の異なる権利者等の協議調整等、民間事業者等との多様な連携の下、都市の国際競争力の強化と魅力の向上に大きく貢献した。</p> <p>「うめきたエリア（大阪府大阪市）」においては、基盤整備（土地区画整理事業・防災公園街区整備事業）と民間事業者提案による公共空間の一体的整備・施設誘導を図ることで、「みどり」空間と「イノベーション」の融合拠点の形成を着実に推進している。また、近接しながら更新が滞る芝田エリアにおいては、機構保有地を活用して地域価値向上に資する地域活動等を実施している。これらの施策を通じて、関西圏</p>	

	<p>整理事業等の各種制度を活用して進める。</p>		<p>園の工事に着手した。</p> <p>「東京駅前八重洲地区（東京都中央区）」においては、全体完成時には国内最大級の規模となる「バスターミナル東京八重洲」の整備を着実に推進している。令和2年度にバスターミナル運営事業者が公募により決定し、令和4年度に第1期エリアの開業を迎えた。</p> <p>「広島市基町相生通地区（広島県広島市）」においては、市街地再開発事業の代表施行者として事業を推進し、第4期中期目標期間中に都市計画決定、施行認可に至った。</p> <p>「虎ノ門エリア（東京都港区）」においては、エリアのまちづくりに多面的に関与してきた。機構が事業主体となり整備を進めてきた虎ノ門ヒルズ駅は、東京メトロ日比谷線が全線開業して以来約56年ぶりの新駅として令和2年6月に開業した。虎ノ門二丁目地区では施行者として市街地再開発事業を着実に推進し、病院棟の竣工と業務棟の建築工事着工に至っている。このほか、愛宕地区の施行認可や虎ノ門一丁目</p>	<p>の広域中枢拠点かつ業務・商業の一大集積地にふさわしいまちづくりの実現と更なるエリア価値の向上に貢献している。</p> <p>「東京駅前八重洲地区（東京都中央区）」においては、駅前に散在するバス停を集約するため、3地区の市街地再開発事業にまたがる大規模なバスターミナルを整備している。各事業の事業主体やスケジュールが異なる中で、機構が参加組合員として参画し、段階的に各地区のバスターミナルを取得し、管理することで、3地区一体の整備・運営を実現し、国際都市東京の玄関口にふさわしい交通結節機能の強化の実現に寄与している。</p> <p>「広島市基町相生通地区（広島県広島市）」においては、原爆ドーム周辺の景観の改善や事業区域内に位置する変電所の機能を中断せずに直接移転し更新するなど、まちの複数課題を一体的に解消する事業スキームを提案・構築し、官民連携による都心再生のリーディングプロジェクトとして市街地再開発事業を推進している。これらを通じて、市の目指すまちづくりの実現に寄与している。</p> <p>「虎ノ門エリア（東京都港区）」においては、まちづくりガイドライン等の策定支援から事業・コーディネートの実施、エリアマネジメント活動への参画まで、多面的・継続的なエリアへの関与により、まちの成長を促し、民間の活発な投資を誘導している。虎ノ門二丁目地区における国際的ビジネス拠点に適した高水準の医療・業務環境整備やエリアの交通基盤となる新駅の整備を実現することで、交通結節機能を強化</p>	
--	----------------------------	--	---	--	--

			<p>東地区の組合設立認可などの市街地再開発事業のエリアマネジメント活動にも参画している。</p> <p>「四谷駅前地区（東京都新宿区）」においては、市街地再開発事業の施行者として、多数の商店街権利者を含めた官民の多様な権利者との合意形成、計画調整を行い、令和2年1月に施設建築物「コモレ四谷」の竣工に至った。</p> <p>「日本橋横山町・馬喰町問屋街地区（東京都中央区）」においては、中央区や地元まちづくり会社からの要請を受けて、地区内の遊休不動産を取得し、長期的に保有・利活用するほか、まちに魅力を感じる参画者を招き入れるための情報発信やプログラムを実施している。</p>	<p>し、国際競争力を強化することに貢献している。</p> <p>「四谷駅前地区（東京都新宿区）」においては、市街地再開発事業を通じて、東京の中心に位置する四谷エリアにおいて、これまで無かった高機能・大型オフィスを供給し、地域の新たな魅力の創出と賑わい交流拠点の形成を実現した。また、敷地全体に基準の1.5倍以上の緑地空間を整備することで、大規模グリーンインフラの構築を実現した。</p> <p>「日本橋横山町・馬喰町問屋街地区（東京都中央区）」においては、時代の変遷により商環境が変化の中で、古くから続く問屋街の特色や文化を継承することが課題になっている。機構がハード・ソフトの両面から問屋街の再生を活性化し、中長期的・連鎖的に事業を実施することにより、段階的なエリア価値の向上を目指している。</p>	
<p>②地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生 周辺地域を含む地域全体の活力の源泉である地方都市等においては、地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現を図る都市再生を進めることが必要である。</p> <p>このため、機構は、地方都市等における現状を踏まえ、取組を一層強化・推進することとし、地方公共団体等と連携しつつ、各地域の持つ資源や特性を踏まえ、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地方都市や大都市圏の近郊都市においては、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築を推進する。</p> <p>その際、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>地方公共団体とのパートナーシップの下、地方都市が抱える様々な課題の解決に向け、コーディネート及び事業による地方公共団体の支援を積極的に推進し、国土交通省の「新しいまちづくりのモデル都市」や「ウォークアブル推進都市」への支援を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>国や地方公共団体等と緊密に連携することで関係構築を深め、コロナ禍においても全国の地方公共団体からの要請に対応できるよう体制等を整備・強化等したことにより、機構の認知度が徐々に浸透し、地方公共団体からの相談が着実に増加した。また、それらの多種多様な相談・課題に対し、地域の特性や資源を活かすことを念頭に置き、広域的な視点をもって、各地方公共団体の進めるまちづくりに丁寧かつ的確に対応した。具体的には、まちづくり関連計画の検討、官民連携に</p>		

<p>政策立案・施策の具体化段階におけるまちづくりの構想や計画づくり、施策の具体化等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施すること。</p>	<p>推進し、まちづくりの構想の立案、計画づくり、施策の具体化、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネートを実施するとともに、集約すべき地域への都市機能・居住の誘導、遊休不動産や既存建物の有効活用、機構による土地等の長期保有を含めた低未利用地の再編や老朽建物の再整備等を実施する。</p> <p>また、事業等の実施に当たっては、国や地方公共団体の施策との連携、民間事業者等との連携等を図りながら、機構が有するノウハウ・人材・ネットワークを活用して進める。</p>		<p>「長岡市中心市街地（新潟県長岡市）」においては、機動的な土地取得・保有等により市主導のまちづくりを支援・補完し、施行者として市街地再開発事業を推進している。令和3年に建築工事に着手し、令和5年7月には、施設が一部竣工し、先行まちびらきを迎える予定である。また、隣接街区においては令和2年に土地を取得した。</p> <p>「福山駅前地区（広島県福山市）」においては、機構が取得した土地において、民間事業者が建物のリノベーションを行った宿泊施設が開設され、地元のまちづくり機運を醸成した。また、「居心地がよく歩きたくなるまちなか」の実現に向けて、公共空間や空き地を活用した社会実験を実施している。</p> <p>「荒尾市街地地区（熊本県荒尾市）」においては、土地区画整理事業の技術支援を行い、競馬場跡地の土地利用転換を着実に推進している。また、市のまちづくり基本構想策定の検討等に係る各種支援を行っている。</p>	<p>よるまちづくり組織の立ち上げ等の支援を通して、各地方公共団体が掲げる KPI（重要業績評価指標）の実現に寄与し、第4期中期目標期間において128の地方公共団体の支援を実施する見込みである。</p> <p>「長岡市中心市街地（新潟県長岡市）」においては、面的かつ継続的に事業・コーディネートを実施している。同エリアの核となる市街地再開発事業を着実に推進することで、市がまちの活性化の柱として展開している「まちなか型公共サービス」の実現及び中心市街地の活性化に貢献している。また、隣接街区で取得した土地の活用方策を地元主導かつ持続可能なまちづくりへの転換に寄与するよう検討を進め、市が目指すまちづくりの実現に貢献している。</p> <p>「福山駅前地区（広島県福山市）」においては、機構が策定支援を行った「福山駅前再生ビジョン」の実現に向け、機構が土地を取得・保有し、民間事業者の初期投資や土地保有リスクを低減することで、リノベーションによるまちづくりの推進を支援している。また、公共空間や空き地を活用した官民連携による社会実験を実施することで、「居心地がよく歩きたくなるまちなか」づくりに向けた機運醸成を行い、エリア価値の向上に寄与している。</p> <p>「荒尾市街地地区（熊本県荒尾市）」においては、市が掲げるウェルネスタウンの実現に向けて、土地区画整理事業を受託したほか、各種都市機能立地の誘導支援やスマートシティ推進構想の実現に寄与している。機構のノウハウを活かして市の目指すまちづくりの実現に貢献</p>	
--	--	--	--	---	--

			<p>長野県においては、機構が立ち上げ支援を行った、公・民・学が連携したプラットフォーム「信州地域デザインセンター（UDC 信州）」が令和元年度に設立された。機構も構成員として参画し、県と連携しながら県内市町のまちづくり支援を実施しているほか、長野県に職員を派遣してUDC 信州に係る施策を全面的にバックアップしている。</p>	<p>し、首長からも高い評価を受けている。</p> <p>長野県においては、全国初の広域型UDCであるUDC 信州について立ち上げの段階から支援し、現在に至るまで構成員として参画している。設立以降33エリア53プロジェクトを支援し（令和3年度末時点）、県が目指す地域特性を生かした魅力的なまちづくりの推進に寄与している。</p>	
<p>③防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>自然災害の頻発化・甚大化、密集市街地の存在、南海トラフ地震、首都直下地震等の発生の危険性の高まり等災害に係る課題が存在しており、大規模な自然災害等が発生した場合における都市の人的被害・経済的被害の最小化や都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、必要な措置があらかじめ講じられた防災性向上による安全・安心なまちづくりを進めることが必要である。</p> <p>このため、機構は、都市災害に対する脆弱性の克服のため、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域において、地方公共団体等と連携し、都市の防災性の向上と減災対策を推進するとともに、東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績を活かし、南海トラフ地震対策等の事前防災に向けた取組を推進すること。</p> <p>また、マンションの管理者等からの委託を受けた場合において、老朽化等により除却する必要がある分譲マンションの再生に向けたコーディネ</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域においては、地方公共団体等と連携の上、道路・防災公園等のインフラ整備、老朽化したマンション等住宅・建築物の更新などによる耐震化、ターミナル駅周辺等の帰宅困難者対策、備蓄物資等を確保した災害に強い拠点の整備など、都市の防災性の向上や減災対策を推進する。</p> <p>密集市街地の整備改善に当たっては、協議会や計画策定への支援、避難路等及びこれと一体的な沿道市街地の整備、土地取得等を通じた老朽木造建築物の更新等による不燃化促進や従前居住者用賃貸住宅の整備に加え、生活支援機能の導入等の住環境の向上も含めた総合的な取組を推進する。</p> <p>また、南海トラフ地震等に備える地方公共団体等に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>安全・安心なまちづくりを推進するため、地方公共団体等との適切な役割分担の下、密集市街地の整備改善や事前防災まちづくりを積極的に推進した。</p> <p>首都圏では23区を中心に多数の自治体の要請を受け、多様な事業メニューを活用した密集市街地改善を推進した。関西圏においては、他の政策上の課題や優先順位等の問題上、東京都と比べ密集市街地改善が進んでいなかったが、地方公共団体の意欲等を足掛かりとして密集市街地改善に着手した。第4期中期目標期間において全国19エリア（首都圏17エリア、関西圏2エリア）にて事業を実施した。</p> <p>また、南海トラフ地震対策等の事前防災まちづくりの推進が求められている中で、第4期中期目標期間において、和歌山県や高知県等にて各種支援を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p> <p>「東池袋エリア（東京都豊島区）」においては、防災公園街区整備事業や密集市街地整備といった複数の</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>都市災害対策として防災性向上や減災対策等を推進するため、密集市街地では、地方公共団体等との適切な連携・役割分担のもと、老朽木造住宅の密集による建物倒壊や延焼の危険性の高さ、狭隘な地区内道路による住民の避難や緊急車両の進入の困難さ等の地区の特性によって異なる課題に寄り添い、多様な事業メニューを活用した支援を行うことで、整備改善・不燃化促進に大きく貢献した。</p> <p>また、東日本大震災における復興支援等から得た経験を踏まえ、南海トラフ地震による津波被害を想定した事前防災まちづくりの支援も推進した。</p> <p>これらの結果、防災性向上による安全・安心なまちづくりに関し、第4期中期目標期間において50の地方公共団体の支援を実施する見込みである。</p> <p>「東池袋エリア（東京都豊島区）」においては、防災公園の整備を通じた広域防災拠点の形成や密集市街</p>		

<p>ネットを実施すること。</p>	<p>得た経験を踏まえた計画策定や避難施設の配置などに係る支援を通じて事前防災まちづくりを促進する。</p> <p>マンションの管理者等からの委託を受けた場合には、老朽化等により除却する必要がある分譲マンションの再生に向けたコーディネートを実施する。</p>		<p>手法を活用して、区と連携してまちづくりを推進している。機構が整備したとしまみどりの防災公園（イケ・サンパーク）は令和2年に全面開園したほか、隣接する密集市街地において整備した従前居住者用賃貸住宅は令和3年に完成した。</p> <p>「弥生町三丁目周辺地区（東京都中野区）」においては、木密エリア不燃化促進事業による機動的な土地取得や主要生活道路の整備等、地区の特性に応じた多様な施策を実施して、安全・安心まちづくりを推進した。特に、機構が実施した土地区画整理事業と従前居住者用賃貸住宅の整備完了を迎えた令和元年には、弥生町三丁目地区まちびらき式の開催に至った。</p> <p>「大和川左岸エリア（大阪府堺市）」においては、洪水対策を進める国家的プロジェクトとして高規格堤防整備が行われている。機構はこれと連携した土地区画整理事業を施行者として着実に推進している。また、令和4年度には、行政からの要請に基づき土地取得を行った。</p> <p>「美波町（徳島県美波町）」においては、町と締結した協力協定に基づき、高台での公園整備等の技術支援を行ってきた。また、令和3年度には地元における技術支援の拠点等として活用するサテライトオフィスをオープンした。</p>	<p>地整備の促進を通じて、まちの安全性向上を実現している。また、防災公園の整備にあたっては、首都圏初の Park-PFI を導入した計画立案の実施や、隣接街区への大学誘致等賑わい創出を通じた地域価値の向上を実現し、まちの複数課題の解消に貢献している。</p> <p>「弥生町三丁目周辺地区（東京都中野区）」においては、狭隘道路と木造建築物が集積しており、発災時の市街地火災等の危険性が高くなっていた。機構が区と協働のうえ、多様なメニューを活用した総合的な支援を行うことで、区の目指す防災まちづくりを推進し、密集市街地の早期改善及び安全性の向上に貢献した。</p> <p>「大和川左岸エリア（大阪府堺市）」においては、洪水対策を進める高規格堤防整備が行われており、またこれに併せて令和元年度まで高速道路の整備が行われていたところ。機構は当エリアの整備に初期段階から参画し、これらと連携した土地区画整理事業を着実に推進している。また、高規格堤防整備への活用を目的とした土地取得を行うなど、国家的プロジェクトと一体化した安全・安心まちづくりの推進により、地域の防災・減災に寄与している。</p> <p>「美波町（徳島県美波町）」においては、安全・安心な暮らしを実現する防災への施策とサテライトオフィスの誘致をはじめとする過疎地域振興の施策が推進されている。機構は、ノウハウを活かした技術支援を通じて津波防災まちづくりを推進するとともに、サテライトオフィ</p>	
--------------------	---	--	--	--	--



				<p>スの設置により市の目指す過疎地域活性化への貢献を企図している。</p> <p>以上により、第4期中期目標計画における所期の目標を十分に達成すると見込まれるため、B評定とする。</p>		
	<p>これまでの経験や専門知識を活かしつつ、都市政策上の課題解決に資する都市再生を推進するため、中期目標期間中に330地区においてコーディネート及び事業を実施し、中期目標期間以降も含めて、将来的に1兆8,000億円規模の民間建築投資を誘発し、3兆6,000億円規模の経済波及効果を見込む。</p>					

4. その他参考情報
無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
	1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (2) 災害からの復旧・復興支援		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条等
当該項目の重要度、難易度（困難度）	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
機構の働きかけによる 啓発活動の実施回数 (計画値)	50回	—	10回	10回	10回	10回	—	予算額（百万円）	122,463	133,795	99,907	69,348	—
機構の働きかけによる 啓発活動の実施回数 (実績値)	—	—	27回	18回	34回	37回	—	決算額（百万円）	112,424	101,046	70,383	76,643	—
達成率	—	—	270%	180%	340%	370%	—	経常費用（百万円）	171,372	122,341	98,801	61,582	—
復旧・復興に資する機構 との関係構築を行った 地方公共団体の数 (計画値)	50団体	—	10団体	10団体	10団体	10団体	—	経常利益（百万円）	7,835	47,270	6,284	7,154	—
復旧・復興に資する機構 との関係構築を行った 地方公共団体の数 (実績値)	—	—	18団体	13団体	14団体	13団体	—	行政コスト（百万円）	171,49	122,638	98,939	61,779	—
達成率	—	—	180%	130%	140%	130%	—	従事人員数（人）	752	773	782	785	—

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
<p><b>(2) 災害からの復旧・復興支援</b></p> <p>南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、大規模な自然災害等が発生した場合における被災地域の復旧・復興を円滑に実施することが必要である。</p> <p>このため、機構は、東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績や保有する専門性、ノウハウを活かし、次の取組を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生した場合において、復旧・復興を促進するため、国等からの要請・依頼に応じ、発災後の初動対応、復興に係るコーディネート等に積極的に取り組むこと。</li> <li>・災害発生時の迅速な対応が可能となるよう、人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を行うとともに、復旧・復興支援に取り組むことができる機構の組織体制を構築すること。</li> <li>・地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、事前防災、復旧支援及び復興支援に係る研修や啓発活動、復旧・復興に資する機構と地方公共団体等との関係構築を行うこと。</li> </ul>	<p><b>(2) 災害からの復旧・復興支援</b></p> <p>南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、国、関係機関との連携の強化を図り、地方公共団体等に対し機構の事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行うとともに、災害発生時には地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を活かした積極的な支援を行う。</p> <p>① 災害からの復旧支援</p> <p>災害が発生した際には、窓口を通じた情報収集や支援準備等初動対応を図る。また、国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設支援要員の派遣等の支援を迅速に行うとともに、応急借上げ住宅としてのUR賃貸住宅（機構が供給し、管理する賃貸住宅をいう。以下同じ。）の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供等を行う。</p>	<p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数 50回</li> <li>・復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体の数 50団体</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地方公共団体への被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、応急仮設住宅建設支援要員その他職員派遣数</li> <li>・被災地方公共団体との間で締結した発災後支援に係る協定等の件数</li> <li>・災害発生に伴い被災地方公共団体から要請を受けた災害復興等のコーディネート及び事業（災害発生に伴い被災地方公共団体からの要請に基づく市街地整備、災害公営住宅の建設等）の実施地区数等</li> <li>・災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練、研修等の実施回数</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時には、地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を生かした積極的な支援を行ったか。</li> <li>・国・関係機関との連携の強化を図り、地方公共団体等に対して事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行ったか。</li> <li>・これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等と、関係部局間における連絡体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築したか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数 (令和4年度末時点) 116回 (令和5年度末時点見込) 126回</li> <li>・復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体等の数 (令和4年度末時点) 58団体 (令和5年度末時点見込) 68団体</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地方公共団体への支援職員の派遣数 (令和4年度末時点) 182人・日 (令和5年度末時点見込) 182人・日</li> <li>・災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練、研修等の実施回数 (令和4年度末時点) 31回 (令和5年度末時点見込) 34回</li> </ul> <p>① 災害からの復旧支援</p> <p>発災前や直後から関係機関へ被害状況や支援の有無に関する情報収集を行い、要請に応じて住宅局リエゾンや住家の被害認定業務支援要員等を派遣し、被災者へUR賃貸住宅を迅速に提供した。</p> <p>具体的には、令和元年東日本台風において、国土交通省住宅局リエゾンとして長野県へ2名体制で、住家の被害認定支援職員を長野市へ2名体制で、のべ59人・日の職員を派遣するとともに、被災者向けに220戸のUR賃貸住宅を提供(うち28戸が入居)した。</p> <p>また、住家の被害認定業務に関し</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; I-1-(2)</p> <p>評定：A</p> <p>&lt;評価の概要&gt;</p> <p>① 災害からの復旧支援</p> <p>災害からの復旧支援においては、発災前や直後から、地方整備局へのリエゾン派遣や内閣府・国土交通省・地方整備局へのメール等による情報収集を迅速に実施し、大規模災害時には職員のべ182人・日による支援を実施したほか、被災者向けにUR賃貸住宅を提供した。令和3年7月の大雨では静岡県熱海市、令和4年8月3日からの大雨では山形県飯豊町からお礼状を受領するなど、被災者の早期生活再建に寄与した。</p> <p>② 災害からの復興支援</p> <p>平成28年熊本地震における災害公営住宅の円滑な整備及び土地区画整理事業の円滑な推進に向けた人的支援のほか、平成28年台風第10号により被災した岩手県岩泉町や糸魚川市駅北大火のあった新潟県糸魚川市における復興まちづくりのための人的支援を適切に実施した。長野県佐久地域における災害復旧工事マネジメント業務においては、機構が各会議体等を通じて多数の関係者の災害復旧工事の課題や資材調達に関する情報を集約・共有し、長野県知事から円滑な復旧工事完了への貢献について感謝状を受領した。さらに、当業務の効果と知見を取りまとめる目的で実施した災害復旧支援に係る勉強会における成果をリーフレットとしてと</p>	評定		評定	

			<p>ては、令和2年6月に内閣府と締結した連携協定に基づき、令和2年7月豪雨、令和3年福島県沖地震、令和3年7月1日からの大雨、令和3年8月の大雨、令和4年福島県沖地震、令和4年8月3日からの大雨において支援を実施した。令和4年8月3日からの大雨においては、同業務説明会での説明実施後も現地に留まり、山形県と調整の上で、機構に個別支援を求めている飯豊町に対して初めて機構単独で同業務の調査計画策定支援を実施した。</p>	<p>りまとめ、普及活動に活用したほか、国土交通省が主催する「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン検討会」において、好事例として紹介された。</p> <p>流域治水への対応として、「江の川流域治水推進室」への技術的支援においては、「治水とまちづくり連携計画」策定への貢献により同推進室から感謝状を受領した。大洗町への相談対応においては、これまでの機構の支援に対し感謝の意を表され、「URの継続的な支援に関する要請文」を令和5年1月に受領の上、令和5年2月に法改正後初となる防災集団移転事業の受委託契約を締結し、同町の事業の推進に向けた支援を実施した。</p>	
	<p>② 災害からの復興支援</p> <p>これまでの復興支援の経験を活かし、国等からの要請・依頼があった場合は、復興に係るコーディネート等積極的な支援を行う。</p> <p>また、平成28年熊本地震にかかる災害公営住宅の建設等については、被災市町の意向を踏まえ、迅速かつ適切に実施する。</p>	<p>② 災害からの復興支援</p> <p>平成28年熊本地震においては、4市町と協定を締結して災害公営住宅の円滑な整備を支援し、令和2年3月までに機構が整備した全12地区453戸が完成した。益城町においては、震災復興土地区画整理事業の施行者である熊本県と平成30年4月に締結した協定に基づき、職員2名を県の復興事務所に派遣し、同事業の円滑な推進に向けた技術的な助言等を実施した。また、平成28年台風第10号により被災した岩手県岩泉町や糸魚川市駅北大火のあった新潟県糸魚川市への職員派遣を継続し、復興まちづくりに係る技術提供等の支援を行った。</p> <p>令和元年東日本台風では、長野県佐久地域において、国や県、市等の多様な主体が発注する道路・河川・橋梁・上下水道等の1,200箇所を超える復旧工事を迅速かつ円滑に実施するため、機構の東日本大震災からの復興支援におけるコンストラクション・マネジメントの経験を基に、長野県や佐久市等と「長野県佐久地域における災害復旧・復興まちづくり支援に関する協定」を締結</p>	<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>指定公共機関に指定され、地方公共団体等に対して積極的な支援を行うために、災害対応支援要員の登録制度や災害復旧支援対応マニュアルの制定、内閣府との連携協定締結、支社への人員配置等による体制の整備を実施した。また、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練、研修等を34回実施する見込みであり、災害時に円滑に対応できる体制を強化している。</p> <p>啓発活動では、東日本大震災の教訓等についての講義や災害復旧工事マネジメント業務についての講義、住家の被害認定業務説明会における講義、被災宅地危険度判定講習会における講義、内閣府が主催する研修における講義等を関係構築先のニーズに対応して実施し、第4期</p>		

			<p>し、多種多様な復旧工事間の横断的な調整（以下「災害復旧工事マネジメント業務」という。）を令和3年9月まで実施した。令和3年度は学識経験者等による「佐久地域を例とした災害復旧支援に係る勉強会」を設置し、令和4年3月に本業務の効果や他地域での活用に向けた留意点等を取りまとめたリーフレットを作成し記者発表した。また、令和3年度から国土交通省が実施する「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン検討会」に委員として参画するとともに、同勉強会の成果を提供し、令和4年度にはガイドライン及びeラーニング資料に掲載された。</p> <p>令和3年度に流域治水関連法が整備され、防集法（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律）と機構法の改正により、機構は全国の地方公共団体からの委託による防災集団移転促進事業の実施が可能となった。令和3年4月、江の川水系においては、国・島根県・広島県・沿川市町により設置された「江の川流域治水推進室」と機構の間で河川整備とまちづくりの一体的推進を目的とした覚書を交換し、技術的支援を開始した。機構は沿川市町や地元の意向を踏まえた指針作成を支援し、同推進室は令和4年3月に「治水とまちづくり連携計画（江の川中下流域マスタープラン）【第1版】」を全国に先駆けて策定・公表した。令和4年度は地区別計画の策定及び事業推進等の支援を実施した。</p> <p>また、治水対策に課題を抱える地方公共団体からの相談対応を開始し、令和5年2月、茨城県大洗町（那</p>	<p>中期目標期間の計画値を大きく上回る126回（計画値対比252%）の啓発活動を行う見込みであり、地方公共団体等の災害対応力向上への寄与を目指している。</p> <p>関係構築については、地方整備局や過去の被災県や南海トラフ巨大地震被害想定エリアに位置する都道府県等を中心に68団体（計画値対比136%）と新規の関係構築を進める見込みであり、既に関係を構築している団体のニーズに対応した研修や講義の実施、また共同研究の継続等により復旧・復興に資する機構との連携を強化している。</p> <p>以上により、災害の頻発化・激甚化や大規模地震発生に関するリスク増加、地方公共団体の災害対応力不足という社会課題に対して、これまでの復旧・復興やまちづくり、災害対応支援における知見を活用した啓発活動や関係構築により対応し、量及び質ともに第4期中期目標計画における所期の目標を大きく上回る成果をあげた点を考慮し、A評定とする。</p>	
--	--	--	---	--	--

			<p>珂川水系涸沼川) と機構は法改正後初となる防災集団移転促進事業の受委託契約を締結し、まちづくりや事業推進に向けた助言や同事業の計画立案や大臣同意に向けた国との調整等の支援等を実施していく見込み。</p>		
	<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>災害の発生に備え、内部研修等を通じて復旧・復興支援に対応できる人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を図るとともに、災害発生時に復旧や復興初動期の支援を迅速に実施できる機構内の体制を確保する。</p> <p>また、地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等に対し、事前防災、復旧支援及びコンストラクション・マネジメント方式（CM方式）を含む復興支援に係る研修や啓発活動を50回実施することに加え、50団体の地方公共団体等と、関係部局間における連絡体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築する。</p>		<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>令和元年7月に災害対策基本法に基づく指定公共機関に指定され、機構の災害対応支援に関する法的な立場が明確になり、発災後は速やかに被災地へ支援職員を派遣できるよう、約600名の職員を災害対応支援要員として予め指名登録した。令和2年4月には本社・中部・西日本・九州支社に災害対応支援に関する専属組織を設置し、令和3年4月から近年豪雨災害が頻発している九州支社に人員を配置したほか、令和4年6月に「復興初動期計画調整マニュアル」を改訂し、大規模災害発生時に、より迅速かつ円滑に復興支援を行うための手続きを明確化した。また、発災に備えた訓練として、本社総合災害対応訓練を実施したほか、近畿地方整備局主催の発災時初動対応訓練等への参加や全国被災建築物応急危険度判定協議会主催の被災建築物応急危険度判定連絡訓練に連動した機構内部訓練の実施等で体制を整備した。</p> <p>人材育成やノウハウの蓄積・継承については、住家の被害認定業務研修や危険度判定士養成研修などの災害対応支援要員を育成・登録する研修の実施、近畿市町村災害復旧相互支援機構への派遣候補者向け研修への参加、また令和4年度からは復興事業研修、大規模造成工事人材</p>		

			<p>育成研修を実施した。なお、発災に備えた研修以外にも、地区防災計画に関するパネルディスカッションや災害対応全般に対する研修等、新規の研修を企画・実施した。</p> <p>事前防災、復旧及び復興支援に係る啓発活動については、災害復旧工事マネジメント業務から得られた知見や東日本大震災の教訓等を活用し、内容の充実を図った。令和4年度以降は、機構独自に開発した「復興まちづくりケースメソッド演習」や機構が主催する初の防災をテーマとした「UR防災セミナー」を開催するなど、計21回の啓発活動において、東日本大震災の教訓等を活用した。</p> <p>また、内閣府主催の「防災スペシャリスト養成研修」において密集市街地整備事業の講義を、「地区防災計画研修会」において地区防災計画策定支援経験についての講義を実施し、東北地方整備局主催の会議体において、防災集団移転促進事業に係る知見等の講義を実施するなど、機構の都市再生や賃貸住宅管理業務等で得られた経験や知見を活用した啓発活動を実施した。</p> <p>復旧・復興に資する関係構築については、全国の地方整備局や都道府県等を中心に発災時の連絡体制を構築するとともに、平時における相互の災害対応力の向上に関する意見交換を実施した。また、関係構築済団体に対しても、各団体のニーズに合わせた研修等の提供や共同研究等を実施し、互いの強みを活かした連携を強化した。</p>			
--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報
無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
	1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (3) 都市開発の海外展開支援		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条2項6号等
当該項目の重要度、難易度（困難度）	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
海外の都市開発事業等 に関して締結した協定・ 覚書の件数 (計画値)	10件	—	2件	2件	2件	2件	—	予算額（百万円）	122,463	133,795	99,907	69,348	—
海外の都市開発事業等 に関して締結した協定・ 覚書の件数 (実績値)	—	—	2件	3件	2件	2件	—	決算額（百万円）	112,424	101,046	70,383	76,643	—
達成率	—	—	100%	150%	100%	100%	—	経常費用（百万円）	171,372	122,341	98,801	61,582	—
								経常利益（百万円）	7,835	47,270	6,284	7,154	—
								行政コスト（百万円）	171,49	122,638	98,939	61,779	—
								従事人員数（人）	34	39	43	42	—

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。



3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
					評価		評価
<p><b>(3) 都市開発展開支援</b></p> <p>海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針において、海外における都市開発事業について、機構に対して、公的機関としての中立性や交渉力、国内業務を通じて蓄積された技術やノウハウを活用し、案件形成の川上段階から積極的に関与することが求められている。</p> <p>このため、機構は、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、地区開発マスタープラン策定等のコーディネートを行うとともに、業務に必要な人材の確保・育成を行うこと。</p>	<p><b>(3) 都市開発の海外展開支援</b></p> <p>民間投資を喚起し持続可能な成長を生み出すための我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成30年法律第40号)第6条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針(平成30年国土交通省告示第1066号)に従い、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入の促進を図る。具体的には、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープランの策定等の業務を行う。そのほか、我が国事業者等の連携体制構築支援や海外展開に当たっての技術支援、専門家派遣等の人的支援を行う。また、そのために必要な情報収集及び人材の確保・育成を図る。</p> <p>これらの実施に当たっては、機構がこれまで蓄積してきた都市開発のノウハウ等を活用しつつ、関係府省、我が国事業者及び関係公的機関との連携を推進し、効果的に我が国事業者の参入を促進し、10件の海外の都市開発事業等の協定・覚書を締結する。</p>	<p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外の都市開発事業等に関して締結した協定・覚書の件数 10件</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機構の海外展開支援に関する研修・視察の受入れ件数</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、地区開発マスタープラン策定等の業務を行うとともに、業務に必要な人材の確保・育成を行ったか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外の都市開発事業等に関して締結した協定・覚書の件数(令和4年度末時点) 9件</li> <li>(令和5年度末時点見込) 11件</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機構の海外展開支援に関する研修・視察の受入れ件数(令和4年度末時点) 143件</li> <li>(令和5年度末時点見込) 172件</li> </ul> <p>これらの指標の達成のため、下記の施策を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オーストラリアでは、現地事務所を開設し、豪州政府との関係構築を図りつつ、アドバイザー業務の受託等新規案件の発掘を推進した。</li> <li>タイでは、GtoG案件組成の推進力として、段階的開発ビジョンやリーダーシッププロジェクトを提案した。</li> <li>インドネシアやオーストラリアでは複数のカウンターパートと関係構築を進め、現地カウンターパートに対し機構のノウハウをPRした。</li> <li>ベトナムでは現地企業と日本企業との民民マッチングを実施した。</li> <li>GtoGでの案件構築を推進するため、日ASEANスマートシティネットワークハイレベル会合の企画立案、二国間会合・官民協議会等へ参加した。</li> <li>JICAの専門家派遣を通じた案件組成、相手国政府支援を実施した。</li> </ul>	<p>&lt;評価と根拠&gt; I-1-(3)</p> <p>評価: B</p> <p>&lt;評価の概要&gt;</p> <p>各国の機関との関係構築を進め、関係構築は順調に進展し、令和5年度末までに11件の覚書を交換する見込みである。</p> <p>オーストラリアでは、機構初となる海外機関からのマスタープラン作成支援業務を受託した。また、先行開発エリアへの日本企業の現地視察を通じ、案件参画への日本企業の入札に向け、着実な支援を推進している。</p> <p>また、オーストラリア以外の各国関係機関との案件組成のための具体的な検討も推進した。</p> <p>さらに、個別案件でのWG組成や日本企業連絡会の設置等の各種の企画立案により、我が国事業者の参入を促進するための環境整備を進めている。</p> <p>機構の海外展開支援に関する研修・視察については、海外にいる政府関係者や民間企業等に対して着実に機構や日本の知見を紹介した。</p> <p>以上により、第4期中期目標計画における所期の目標を十分に達成すると見込まれるため、B評価とする。</p>			

			・J-CODEの推進体制見直しと活動改革を通じた民間企業支援体制の強化した。			
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
無し						